

令和8年4月15日

区等回覧文書配布担当 各位

安曇野市長 中山 栄樹

令和8年度区等回覧文書配布について（依頼）

平素より地域行政へのご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

また、今年度の区等回覧文書の配布に一年間ご尽力いただきますことにも深く感謝申し上げます。

令和8年度の配布につきましては、下記日程の通りとなりますのでご確認をお願いいたします。また、裏面のお願い事項も併せてご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

配 布 日 程		
令和8年	4月	15日(水)、16日(木)、17日(金)
<2026年>	5月	20日(水)、21日(木)、22日(金)
	6月	17日(水)、18日(木)、19日(金)
	7月	15日(水)、16日(木)、17日(金)
	8月	19日(水)、20日(木)、21日(金)
	9月	16日(水)、17日(木)、18日(金)
	10月	14日(水)、15日(木)、16日(金)
	11月	18日(水)、19日(木)、20日(金)
	12月	16日(水)、17日(木)、18日(金)
令和9年	1月	20日(水)、21日(木)、22日(金)
<2027年>	2月	17日(水)、18日(木)、19日(金)
	3月	17日(水)、18日(木)、19日(金)

- ※ 毎月配布日程に沿って配布いたしますが、止むを得ず配布日程を変更させていただきます場合がございますのでご了承ください。
- ※ この依頼文は各隣組内で必要性に応じて回覧文書と一緒にご回覧いただいても構いません。
- ※ 裏面にお願い事項を記載してありますのでご一読の程よろしく申し上げます。

〒399-8211 安曇野市堀金烏川 2750 番地 1
市民生活部 地域づくり課 堀金地域担当
課長：征矢野 係長：田崎 担当：原
電話：72-3106(直通) FAX：72-4900
E-mail：horigane-shisho@city.azumino.nagano.jp

< お 願 い >

- 回覧物には、「区独自の回覧物」、「農家組合の回覧物」、「市からの回覧物」等、いくつかの回覧物がございます。今回配布しております袋の内容物は「市からの回覧物」です。区等の回覧物と併せて回覧をお願いいたします。同封の「一覧表」に記載のない回覧物やその内容については市では把握することができないため、お問い合わせいただいてもご案内することができません。あらかじめご承知おきください。
- お届け後の手順はお住いの区や隣組の中で独自の取決めや順番等があるため、市からご案内することができません。「文書回覧の仕組みがわからない」、「次に誰に回せばよいのかわからない」といったお困りごとがございましたら、ぜひ各地区の区長様へご相談していただくか、前任の配布担当者様にお尋ねください。
- 区長様が直接配布される場合は、必要部数を区長様へお届けしています。
- 市からの回覧文書は、区長様から提出されたお届け先リストの部数と宛先を元にお配りしております。もし隣組の回覧部数やお届け先を変更したい場合等がありましたら、お手数ですが区長様を通じて堀金支所（TEL:72-3106）までお問い合わせください。区長様を介さずにお問い合わせいただいた場合は、情報共有のため区長様へ連絡させていただくことがございますのでご了承ください。なお、隣組内の世帯数については特に変更を報告していただく必要はございません。
- 文書箱は、なるべく玄関先等の道路から見える場所に設置していただくとともに、文書箱の劣化を少しでも防ぐため可能な範囲で構いませんので直射日光があたらない場所へ設置していただきますようご協力をお願いいたします。なお、回覧配布日に箱を設置されていない場合や、回覧配布業者が回覧箱を見つけられなかった場合には、止むを得ずご自宅のポストへ投函させていただくことがございますのでご了承ください。

※透明な文書箱をお使いの方へ

透明な箱は日光や雨風に非常に弱く、劣化の早い素材で出来ております。箱として使えなくなる状態までお使いいただければ幸いです。使用に堪えない状態となった場合には、透明な箱よりも耐久性のある青い箱と交換させていただいておりますので堀金支所までお問い合わせください。

なお、在庫に限りがあるため、ご用意できない場合もございますのでご了承ください。青い箱の再交換・再配布は現時点では行っておりませんので大切に取扱いいただきますとともに、配布役員交代の際にはしっかりと次の配布担当者の方へお引継ぎくださいますようお願い申し上げます。

- 回覧の板が壊れて使えない・予備の板が欲しい等がありましたら、堀金支所へ直接お問い合わせください。なお、板の在庫によっては一度にお渡しできる数に限りがございます。ご用意できない場合もございますのでご了承ください。
古い回覧の板はそのままお使いいただいてもかまいませんが、新しい板から優先してお使いください。古い板はお使いになる中でご不要になりましたら、お手数ですが処分をお願いいたします。
- 文書の過不足、その他お気づきの点がございましたら堀金支所までお問い合わせください。